

平成30年からの配偶者控除に係る源泉徴収

平成29年6月号の本稿で、平成30年から配偶者控除が改正されることをお知らせしました。これに伴って、平成30年1月以降に支払われる給与から適用される源泉徴収においても改正されています。今号では、本年からの配偶者控除に係る源泉徴収事務の留意点について解説します。

■ 用語の改定・新設

① 同一生計配偶者（新設）

給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額の見積額が38万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が103万円）以下の人をいいます。

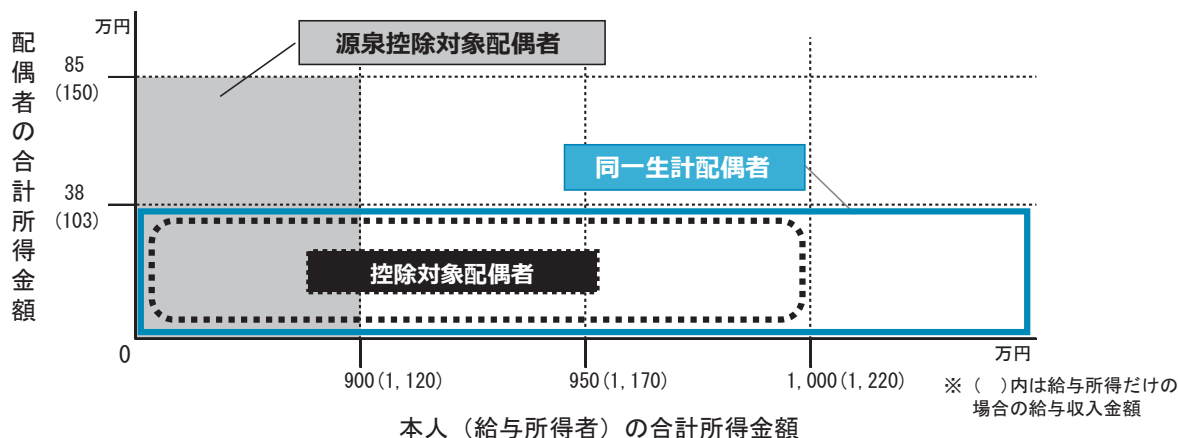
② 源泉控除対象配偶者（新設）

給与所得者（合計所得金額の見積額が900万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が1,120万円）以下の人）と生計を一にする配偶者で、合計所得金額の見積額が85万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が150万円）以下の人をいいます。

③ 控除対象配偶者（改定）

平成29年分以前は、給与所得者と生計を一にする配偶者で合計所得金額の見積額が38万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が103万円）以下の人でしたが、平成30年分以後は、「同一生計配偶者」のうち、合計所得金額が1,000万円（給与所得だけの場合の給与等の収入金額が1,220万円）以下である給与所得者の配偶者をいいます。

なお、これらの対象となる配偶者は、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。これらを図で示すと次のようになります。



■ 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法

給与等を支払う際に源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めます。計算に当たって、「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を適用する場合には、扶養親族等の数を算定する必要があります。

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が「源泉控除対象配偶者」に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、「同一生計配偶者」が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

		本人（給与所得者）の合計所得金額			
		900万円以下 (～1,120万円)	900万円超 950万円以下 (1,120～1,170万円)	950万円超 1,000万円以下 (1,170～1,220万円)	1,000万円超 (1,220万円～)
配偶者の 合計所得金額	38万円以下 (～103万円)	1人	0人	0人	0人
	38万円超 85万円以下 (103～150万円)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円～)	0人	0人	0人	0人

()内は給与所得だけの場合の給与収入金額

平成30年1月以降の給与等に対する源泉徴収税額の計算における扶養親族等の数は、上図により求めた配偶者に係る扶養親族等の数に、控除対象扶養親族に係る扶養親族等の数等を加えた数となります。

(鶴巻博行公認会計士・税理士事務所)

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)について

1. キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して支給される助成金です。

本稿では、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成される(賃金規定等改定コース)について紹介いたします。

【支給額(中小企業)】

対象労働者数	すべての有期契約労働者等を対象とした場合	一部の有期契約労働者等を対象とした場合
1人～3人	95,000円	47,500円
4人～6人	190,000円	95,000円
7人～10人	285,000円	142,500円
11人～100人	1人当たり28,500円	1人当たり14,250円

【上記支給額に加算(中小企業)】

条件等	すべての有期契約労働者等を対象とした場合	一部の有期契約労働者等を対象とした場合
3%以上増額改定(除く大企業)	1人当たり14,250円	1人当たり7,600円
職務評価制度を実施し増額改定	1事業所当たり190,000円	

※生産性要件を満たした場合、大企業の場合の支給額等は異なります

2. 対象者となる労働者

対象となる労働者は、以下のすべてに該当する労働者です。

- (1) 労働協約または就業規則に定めるところにより、その雇用するすべてまたは一部の有期契約労働者等に適用される賃金に関する規定、または賃金テーブルを増額改定した日の前日から起算して3ヶ月以上前の日から、増額改定後6ヶ月以上の期間継続して事業主に雇用されている有期契約労働者等であること。
- (2) 増額改定した賃金規定等を適用され、かつ、増額改定前の基本給に比べて2%以上昇給している者(中小企業において3%以上増額改定し、助成額の加算の適用を受ける場合にあっては3%以上昇給している者)であること。
- (3) 賃金規定等を増額改定した日以降の期間について雇用保険の被保険者であって、支給申請日において離職していない者であること。
- (4) 事業主または取締役の3親等以内の親族以外の者であること。

※その他にも条件があります

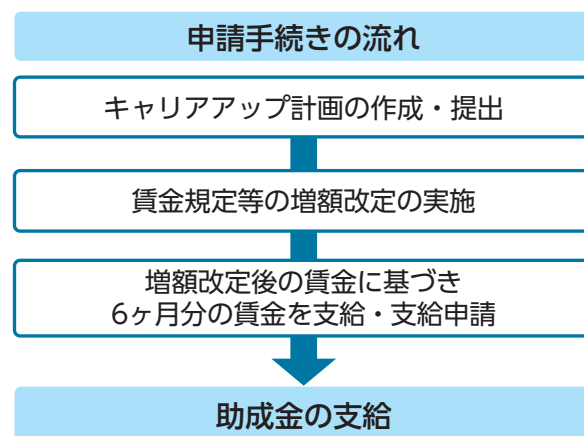
3. 対象となる事業主

対象となる事業主は、以下のすべてに該当する事業主です。

- (1) 有期契約労働者等に適用される賃金規定等を作成している事業主であること。
- (2) 賃金規定等を2%以上増額改定し、当該賃金規定等に属するすべてまたは一部の有期契約労働者等に適用し昇給させた事業主であること。
- (3) 増額改定前の賃金規定等を3ヶ月以上運用していた事業主であること(新たに賃金規定等を整備する場合は、整備前3ヶ月の賃金支払状況が確認できる事業主であること)。
- (4) 増額改定後の賃金規定等を6ヶ月以上運用している事業主であること。
- (5) 支給申請日において当該賃金規定等を継続して運用している事業主であること。
- (6) 中小企業において3%以上増額改定し、助成額の加算の適用を受ける場合にあっては、当該すべてまたは一部の賃金規定等を3%以上増額改定し、当該賃金規定等に属するすべてまたは一部の有期契約労働者等に適用し昇給させていること。
- (7) 職務評価を経て賃金規定等改定を行う場合にあっては、雇用するすべてまたは一部の有期契約労働者等に職務評価を実施した事業主であること。

※その他にも条件があります

4. 申請手続きの流れ



※助成金は「必ず支給される」というものではありません

(特定社会保険労務士(土浦支部)小林基伸)